

いすみ市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、市の公共物等を活用した広告収入により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化等を図ることを目的とする。

(広告媒体の種類)

第2条 広告を掲載する公共物等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が広告掲載を妥当ではないと認めるときは、掲載しないものとする。

- (1) 市が発行する印刷物
 - (2) 市の公式ホームページ
 - (3) その他広告媒体として活用できる公共物等で市長が個別に定めるもの
- (掲載できる広告の基準)

第3条 掲載する広告は、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損うおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (4) 社会問題化している事項に関するもの
- (5) その他掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告は次に掲げる順位により優先的に掲載するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
- (2) 公共性の高い企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に該当しないもので、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) その他掲載する広告として妥当であると市長が認めるものの広告

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告の掲載を希望する公共物等の種類や広告の掲載位置、広告掲載の期間、広告の規格、広告の効果及び類似広告の市場価格等を勘案し、市長が別に定めるものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、原則として公募するものとする。

(広告主の責任)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載物を管理する部署が定める取扱基準)

第8条 広告の掲載ができる公共物等を所管する部署(以下「所管部署」という。)は、広告掲載の位置及びその規格、掲載期間等の広告掲載に必要となる事項を別に基準として定めるものとする。

2 所管部署は、前項の基準により、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(委任)

第9条 この告示の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。